

お詫びと訂正

いつも英光社の問題集を御利用いただき、誠にありがとうございます。

2012年5月1日発行の『法人税法問題集』解答の一部に間違いがありました。謹んで深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなミスがないように努める所存ですので、変わらぬ御愛顧の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

株式会社 英光社

問題 043 (19ページ)の解答を下記のとおり訂正いたします。

043 1. 受取配当等の額

- ① 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等

$$\boxed{630,000\text{円}} + \boxed{300,000\text{円}} \times \frac{1}{2} = \boxed{780,000\text{円}}$$

- ② 関係法人株式等 $\boxed{850,000\text{円}}$

2. 控除負債利子

- ① 支払利子 $\boxed{8,530,000\text{円}}$

- ② 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等

$$\boxed{8,530,000\text{円}} \times \frac{\boxed{131,250\text{円}} + \boxed{123,150\text{円}}}{\boxed{8,710,000\text{円}} + \boxed{8,250,000\text{円}}} (0.015) = \boxed{127,950\text{円}}$$

- ③ 関係法人株式等

$$\boxed{8,530,000\text{円}} \times \frac{\boxed{119,550\text{円}} + \boxed{100,930\text{円}}}{\boxed{8,710,000\text{円}} + \boxed{8,250,000\text{円}}} (0.013) = \boxed{110,890\text{円}}$$

3. 益金不算入額

- ① 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等

$$\left(\boxed{780,000\text{円}} - \boxed{127,950\text{円}} \right) \times \frac{50}{100} = \boxed{326,025\text{円}}$$

- ② 関係法人株式等

$$\boxed{850,000\text{円}} - \boxed{110,890\text{円}} = \boxed{739,110\text{円}}$$

- ③ 益金不算入額

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \boxed{1,065,135\text{円}}$$

問題 129 (76ページ)の解答を下記のとおり訂正いたします。

129 I 所得金額の計算

摘 要		金 額
当 期 利 益		57,000,000円
加	損金の額に算入した中間納付の法人税の額	17,690,000
	損金の額に算入した中間納付の住民税の額	3,680,000
	損金の額に算入した納税充当金	20,000,000
	損金の額に算入した住民税利子割額	94,000
	貸倒引当金の繰入限度超過額	460,000
	機械減価償却超過額	265,468
	備品減価償却超過額	137,500
算	車両減価償却超過額	5,000
	交際費等の損金不算入額	326,000
	土地圧縮超過額	2,300,000
	小 計	44,957,968
減 算	納税充当金から支出した前期分事業税の額	3,870,000
	前期貸倒引当金の繰入限度超過額認容	375,000
	建物減価償却超過額認容	79,500
	未払交際費認定損	1,800,000
	受取配当等の益金不算入額	837,000
小 計	6,961,500	
仮 計		94,996,468
法人税額から控除される所得税額		144,250
合 計・総 計・差 引 計		95,140,718
所 得 金 額		95,140,718

III 納付すべき法人税額の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
所 得 金 額	95,140,000円	$\boxed{1,000\text{円}}$ 未満の端数切り捨て
法 人 税 額	23,420,700	(1) 年800万円以下の所得金額に対する税額 $\boxed{8,000,000\text{円}} \times \frac{12}{12} \times 15\%$ $= \boxed{1,200,000\text{円}}$
		(2) 年800万円を超える所得金額に対する税額 $\left(\boxed{95,140,000\text{円}} - \boxed{8,000,000\text{円}} \right) \times \frac{12}{12}$ $\times 25.5\% = \boxed{22,220,700\text{円}}$
		(3) 税額計 (1) + (2) = $\boxed{23,420,700\text{円}}$
差 引 法 人 税 額	23,420,700	
法 人 税 額 計	23,420,700	
控 除 税 額	144,250	
差引所得に対する法人税額	23,276,400	$\boxed{100\text{円}}$ 未満の端数切り捨て
中間申告分の法人税額	17,690,000	
納付すべき法人税額	5,586,400	

【正誤表】 法人税法問題集（2012.5.1.改訂版発行）

弊社書籍をお買い求めいただき、ありがとうございます。
書籍に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。
ご迷惑をお掛けいたしまして、申し訳ありませんでした。

ページ	訂正箇所	訂正内容
P.34	問 068	【誤】 当期～の8月10日に、 【正】 当期～の4月10日に、